

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 28 年 10 月 7 日付けで行った法に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

（審査請求書において）

- 1 使用料の滞納は、2～3 か月遅延したに過ぎず、これにより使用許可を取り消すのは不当であり、これを理由として住宅扶助費の支給を拒否することは許されない。
- 2 平成 28 年 4 月から 8 月にかけて、請求人は、30 回以上も処分庁のもとを訪れ、一時扶助費（修繕費）及び住宅扶助費の支給を求める申請書の交付を要求したが、処分庁は、これを正当な理由なく拒絶した。

3 請求人は、本件住宅の使用許可取消決定の交付を受けていない。
(反論書において)

4 請求人は平成28年4月以降も本件住宅に居住しており、住宅使用料が課されていないということはありません。また、明渡請求訴訟は継続しており、いまだ明渡義務は確定していません。

5 請求人は本件住宅に現に居住しており、修繕の必要が生じている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月10日	諮問
平成29年 5月22日	審議 (第9回第1部会)
平成29年 6月19日	審議 (第10回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として3号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

- (2) 「生活保護運用事例集 2013（平成 27 年度修正版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問 6-53 によれば、住宅使用料の滞納により、東京都都市整備局より住宅の使用許可の取消し・明け渡し請求訴訟を提起された者について、使用許可の取消し日以後は、原則として、住宅扶助の計上は停止するとされている。なお、当該取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

2 (1) 住宅扶助費について

これを本件についてみると、請求人は、平成 27 年 12 月末日までに本件滞納金の納入をしなかったことから、知事により、同日に本件住宅に係る使用許可を取り消されており、東京都から、本件住宅の建物明渡し請求訴訟を提起されていることが認められる。これを受けて処分庁は、同年 4 月以降、請求人に係る住宅扶助費の支給を停止している。当該処分は法令等に則り適法になされたものと認められ、したがって、本件処分のうち平成 28 年 4 月から同年 9 月分の住宅扶助費の申請を却下した部分についても、違法又は不当な点は認められない。

(2) 修繕費について

本件住宅については、既に使用許可が取り消されており、なお居住を継続することは不法占有になるものと認められる。仮に修繕費を支給して請求人が既に使用権限を有しなくなった住居の使用を継続させることは、処分庁が請求人の違法行為を助長することになるから、およそ修繕費の支給を認めるべきでないことは明らかである。そうすると、本件処分のうち修繕費に

係る申請を却下した部分に違法または不当な点はない。

- 3 (1) 請求人は、知事が行った本件住宅に係る使用許可取消しについて、不当性や手続上の瑕疵を主張する（第3・1及び3）。

しかし、審理員の調査によれば、本件住宅に係る建物明渡請求訴訟の第一審判決及び控訴審判決において、使用許可の取消しについては何ら問題にはされてはいない。そうすると、当該使用許可の取消しには不当性や手続上の瑕疵はないものと認められる。したがって、請求人の主張は本件処分の取消理由とすることはできない。

- (2) また、請求人は、処分庁に対し、一時扶助費（修繕費）及び住宅扶助費の支給を求める申請書の交付を30回以上も要求をしたが、処分庁はこれを正当な理由なく拒絶した旨主張する（第3・2）。

しかし、そのような事実があったことを証明する立証はなく、これを本件処分の取消理由とすることはできない。

- (3) 次に、請求人は、反論書において、平成28年4月以降も本件住宅に居住し、住宅使用料が発生している旨及び建物明渡訴訟は継続しており明渡義務は確定していない旨主張する（第3・4）。

しかし、審理員の調査によれば、本件住宅に係る使用許可が取り消された平成28年1月以降、東京都から請求人に請求されているのは使用料ではなく使用料相当の損害金である。そして、損害金を住宅扶助の対象とすることは、憲法25条の理念に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行って、最低限度の生活を保障するという生活保護制度の趣旨に合致しないため、できないものとされている（福岡地方裁判所平成19年11月15日判決）。

また、運用事例集問6－53によれば、住宅扶助費の停止の

要件は、住宅の使用許可の取消し及び建物明渡訴訟の提起であり（第6・1・(2)）、判決の確定までは要件として定められていない。

したがって、これらの点に関する請求人の主張はいずれも理由がない。

(4) さらに、請求人は、本件住宅に現に居住している旨主張する。

しかし、審理員の調査によれば、請求人は平成28年10月9日に〇〇区に転居しており、同年11月3日付けで、処分庁による法による保護も廃止になっていることが認められる。

したがって、この点に関しても請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一